

### 3 廃棄物の処理に係る排出事業者責任とは

事業活動に伴う廃棄物の処理は**排出事業者の責任**とされています。

#### 排出事業者の処理責任

- ① 廃棄物は、**廃棄物処理法に基づき排出事業者自らの責任において適正に処理すること。**  
(産業廃棄物だけでなく、事業系一般廃棄物についても同様です。)
- ② 廃棄物の**発生抑制及び減量化、再生利用の推進**に努めること。
- ③ 物の製造、加工、販売等に際し、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと。
- ④ 廃棄物の適正な処理の方法等について情報を提供すること。
- ⑤ 廃棄物の減量化や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力すること。

#### 産業廃棄物の処理

- ① 排出事業者が自ら運搬又は処分するとき
  - 産業廃棄物の「**収集運搬基準**」、「**中間処理基準**、**埋立処分基準**」を遵守すること。  
※「収集運搬基準」、「中間処理基準、埋立処分基準」をまとめて「**処理基準**」といいます。
- ② 産業廃棄物処理業者(市町村等への委託を含む)に委託して処理するとき
  - 産業廃棄物の「**委託基準**」を遵守すること(二者契約によること、など)。
- ③ 産業廃棄物を再生するとき
  - 産業廃棄物の「**中間処理基準**」を遵守すること。

※廃棄物を保管するときは「**保管基準**」、「**処理基準**」を遵守しなければなりません。  
市町村は一般廃棄物の処理にあわせて産業廃棄物の処理を行うことができます。

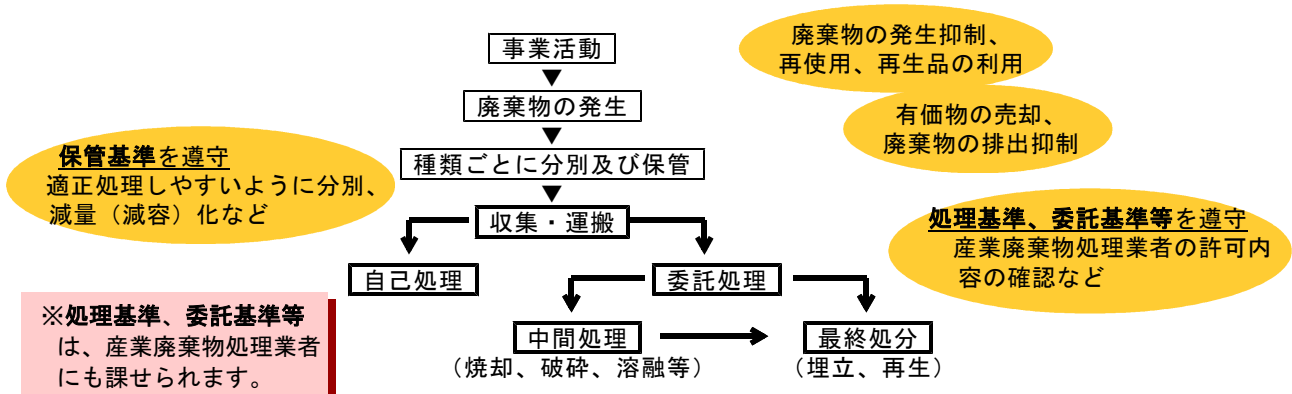
#### [解説]

##### ◎ 廃棄物処理のフロー

排出事業者が「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が自ら処理することのほか、廃棄物処理法に基づき定められた基準に従って、適正に処理業者や再生利用業者、市町村等に委託して適正に処理することが含まれています。

また、産業廃棄物は、**産業廃棄物と特別管理産業廃棄物ごとに定められた処理基準**に従って、適正に処理(分別、保管、収集・運搬、再生又は処分(中間処理及び埋立処分)等)しなければなりません。さらに、その処理を産業廃棄物処理業者など排出事業者以外の者に委託するときは、**委託基準**を遵守しなければなりません。

#### 〔廃棄物処理のフロー〕



(1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理に係る責務

項目	内容	関係条文
① 処理基準	産業廃棄物の運搬又は処分を行うときは処理基準を遵守すること	法第12条第1項 法第12条の2第1項
② 保管基準	産業廃棄物が運搬されるまでの間は、保管基準に従い生活環境の保全上支障のないように保管すること	法第12条第2項 法第12条の2第2項
③ 保管の届出	建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を発生した場所以外で保管する場合は、あらかじめ届出を行うこと	法第12条第3項、第4項 法第12条の2第3項、第4項
④ 委託基準	産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、委託基準に従い産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）等に委託すること	法第12条第5項、第6項、法第12条の2第5項、第6項
	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること	法第12条第7項 法第12条の2第7項
⑤ 産業廃棄物処理施設の設置	一定の産業廃棄物処理施設を設置するときは設置許可申請を行い、許可を受けること (生活環境影響調査の実施等施設の設置手続きが必要)	法第15条第1項
産業廃棄物処理責任者	許可施設を設置している排出事業者は「産業廃棄物処理責任者」を設置すること	法第12条第8項
技術管理者	許可施設には、維持管理に関する技術管理者を置くこと	法第21条
⑥ 産業廃棄物の処理に係る帳簿の記録	許可施設又は許可施設以外の焼却施設を設置している排出事業者は、帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに次の事項を記載し、その帳簿の閉鎖後5年間保存すること（※）	法第12条第13項 法第12条の2第14項
	事業場に施設を設置している事業者	
	ア 処分年月日	
	イ 処分方法ごとの処分量	
	ウ 処分(埋立処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
	事業場の外において自ら処分又は再生を行う事業者	
	運搬	
	ア 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	
	イ 運搬年月日	
	ウ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
エ 積替保管を行った場合は、その場所ごとの搬出量		
処分		
ア 処分を行った事業場の名称及び所在地		
イ 処分年月日		
ウ 処分方法ごとの処分量		
エ 処分(埋立処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量		
⑦ 定期検査	許可施設（最終処分場・焼却施設等）を設置している者は、使用前検査を受けた日又は直近の定期検査を受けた日のいずれか遅い日から5年3月以内に知事又は政令市長の検査を受けること	法第15条の2の2

※ 帳簿の記載は、産業廃棄物の種類ごとに加え、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による特例的な処理に係る産業廃棄物（P.40参照）が含まれるときは、それぞれの区分毎に記載が必要となること。

⑧	公表	許可施設（最終処分場・焼却施設等）を設置している者は、施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること	法第15条の2の3第2項
⑨	記録・閲覧	許可施設（最終処分場・焼却施設等）を設置している者は、施設の維持管理状況を記録し、関係者に閲覧させること	法第15条の2の4で準用する法第8条の4及び第8条の5
⑩	維持管理積立金	国又は自治体以外が設置する廃棄物の最終処分場は維持管理費用を積立てること	5
⑪	産業廃棄物処理実績等の報告	許可施設を設置している者は、処理実績報告を毎年6月30日までに知事又は政令市長に提出すること	施行細則第20条
		ア 氏名又は名称及び住所、法人にあつては代表者	
		イ 事業場の所在地 ウ 処分した産業廃棄物の種類及び量 等	
⑫	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画	産業廃棄物の多量排出事業者は、毎年、知事に産業廃棄物の減量化等に関する計画（産業廃棄物処理計画）及び実施状況報告を提出すること 産廃：1,000トン/年以上 特管産廃：50トン/年以上	法第12条第9項、第10項 法第12条の2第10項、第11項
⑬	産業廃棄物管理票	産業廃棄物管理票（マニフェスト）使用義務、保管義務、交付状況の報告、未回収等の際の措置状況報告等	法第12条の3

## (2) 特別管理産業廃棄物の処理に係る責務

特別管理産業廃棄物処理基準など、(1)に準じた規定のほか、次の責務があります。

※特別管理産業廃棄物処理基準は産業廃棄物処理基準とは別に定められています

※特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は電子マニフェストの使用が義務化されています。（P20参照）

項目	内 容	関係条文
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び報告	事業場ごとに管理責任者を置き（自ら管理責任者となることを除く。）、排出状況の把握、処理計画の立案、適正処理の確保などに努めること また、設置、廃止（変更を含む。）後、30日以内に知事又は政令市長に報告すること	法第12条の2第8項、第9項 施行細則第20条
帳簿記載義務 (※)	運搬 ア 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 イ 運搬年月日 ウ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 エ 積替保管を行った場合は、その場所ごとの搬出量	法第12条の2第14項
	処分 ア 処分を行った事業場の名称及び所在地 イ 処分年月日 ウ 処分方法ごとの処分量 エ 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	

※ 帳簿の記載は、二以上の事業者による特例的な処理に係る産業廃棄物が含まれているときは、当該産業廃棄物それぞれについて記載すること。

### ●特別管理産業廃棄物管理責任者の報告に必要な添付書類

特別管理産業廃棄物管理責任者は、次ページの表に掲げる資格が必要です。特別管理産業廃棄物管理責

任者の報告の際には、医師免許証や卒業証書等（いずれも写しで可）の、必要な資格を有していることを証明する書類を添付してください。

知事が認定した特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了者にあつては、当該講習会の修了証の写しを添付してください。

### ●特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければなりません。環境省令で定める資格要件は下表のとおり、感染性産業廃棄物を生ずる事業場と感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場で異なります。

#### 感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格要件

	資格（学校区分）	課程	要件（必要年数等）
イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士		
ロ	環境衛生指導員		2年以上
ハ	大学、高専	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

#### 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格要件

	資格（学校区分）	課程	修了科目又は学科	要件（必要年数等）
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学		衛生工学、化学工学	卒業後、2年以上の実務経験
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学以外	卒業後、3年以上の実務経験
ニ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後、4年以上の実務経験
ホ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、5年以上の実務経験
ヘ	高校、中学	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	土木科、化学科又はこれらに相当する学科	卒業後、6年以上の実務経験
ト	高校、中学		理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目	卒業後、7年以上の実務経験
チ				10年以上の実務経験
リ	イからチに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者			

※実務経験=廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験

※旧大学令、旧専門学校令、旧中等学校令に基づく各学校の卒業者にも適用有り

※リは、知事が認定した特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者が該当します。

## 4 産業廃棄物の処理とは

産業廃棄物を処理(収集運搬、中間処理又は最終処分(埋立、再生))するときは、その処理過程ごとに定められた**保管基準**、**処理基準**に従わなければなりません。

### 産業廃棄物保管基準・処理基準

- |                 |   |               |        |
|-----------------|---|---------------|--------|
| ①産業廃棄物の排出事業場の保管 | → | 保管基準          | } 処理基準 |
| ②産業廃棄物の収集運搬     | → | 収集運搬基準        |        |
| ③産業廃棄物の処分       | → | 中間処理基準・埋立処分基準 |        |

※積替保管等の産業廃棄物の収集運搬に伴う保管や処分に伴う保管については、①の保管基準とは別に、

②の収集運搬基準、③の中間処理基準それぞれにおいて、保管の基準が定められています。

※産業廃棄物の処分にかかる基準については、中間処理を行う場合は中間処理基準が、埋立処分を行う場合は埋立処分基準が適用されます。

※特別管理産業廃棄物は産業廃棄物とは別に処理基準(廃棄物処理法第12条の2)が定められています。

※処理を委託するときは委託基準・再委託基準に従わなければなりません。

### [解説]

#### ◎ 産業廃棄物の処理に関する基準

##### (1) 保管基準 (詳細はP. 21参照)

[令6条及び6条の5、規則8条及び8条の13関係]

排出事業場から搬出されるまでの間の一時的な保管については、保管基準に従い、産業廃棄物が保管場所から飛散・流出・地下浸透し、及び悪臭が発散しないよう適正な管理を行わなければなりません。

なお、搬出後の収集運搬及び処分工程における保管は、保管基準とは別に処理基準で定める保管の基準に従わなければなりません。

##### (2) 収集運搬基準

[令6条及び6条の5関係]

産業廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬に関する基準に従わなければなりません。

主な決まりは次のとおりです。

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集運搬施設を設置するときは生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車両、運搬容器等は産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の運搬車である旨等の表示をし、必要な書面を運搬車に備え付けること。(詳細はP. 58参照)

##### (3) 中間処理基準 (詳細はP. 24参照)

[令6条及び6条の5関係]

産業廃棄物の焼却、乾燥、破碎等を行うときは中間処理に関する基準に従わなければなりません。

##### (4) 埋立処分基準 (詳細はP. 25参照)

[令6条及び6条の5関係]

産業廃棄物の埋め立てを行うときは、埋立処分に関する基準に従わなければなりません。